

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北中曾根北大桑線

三 道路の区域

新 C	新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市水深字上原一三八二番二 一地先から 加須市水深字上原一三八二番一 地先まで	加須市水深字上原一三九六番一 地先まで	加須市水深字上原一三八二番二 一地先から	加須市水深字上原一三七九番一 地先まで	加須市水深字上原一三八二番七 地先から	区 間
一二・五〇〇 二二・〇〇〇	一四・七〇〇 一五・四〇〇		七・五〇〇 一二・三〇〇		敷地の幅員 (メートル)
五八・八〇	三五・八八		三七・二〇		延 長 (メートル)
道路改良工事					備 考